

はたちになったら「国民年金」 学生の方は「学生納付特例制度」の手続きを！

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。もし、保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

学生で保険料を納めることが困難な時、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

もし、経済的な理由で保険料を納められないときは…

学生納付特例制度

- ・学生納付特例制度 期間は将来年金を受け取るための期間に加えられますが、年金額の計算には入りません。
- ・老齢基礎年金を満額に近づけたい方は追納制度をご利用ください。(10年以内に納付可能です)

対象者

・大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在籍する学生等で、ご本人の前年度所得が基準以下の方。※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす> **128万円** + **扶養親族等の数×38万円** で計算した額以下

必要書類

- ① 本人確認ができるもの。(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ② 学生証の両面コピーまたは在学証明書等
- ③ 委任状(本人と別世帯の方が申請する場合)

申請の場所

市民課国民年金係またはコザ年金事務所にて申請

申請の年度

原則、毎年度の申請で、4月分から翌年3月分になります。

今年度、学生納付特例の承認を受けた方は、次年度以降、毎年4月に日本年金機構からハガキが送付されます。必要事項を記載してポストへ投函して下さい。学校が変わった場合は、再度手続きが必要です。

～～動画を作成しました～～

厚生労働省や日本年金機構では、公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について、動画を作成しました。

高校生から20歳前後の若年層の方々向けにアニメーションを用いてわかりやすく伝えることで、年金を身近に感じて、制度の理解を深めていただくことを目的とした動画です。



ここで紹介した動画は、機構HPに掲載しています。
右の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。
「年金について学ぼう」

<http://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>

